

後期高齢者医療保険料の納付は

口座振替がおすすりめです!

◎納付書払い(普通徴収)の方へ

後期高齢者医療保険料は、原則として年金天引きですが、年金が年額18万円未満または後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料を合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える場合は、年金天引きとならず納付書で納めていただきます。

口座振替にすることで、納め忘れの心配がなく金融機関へ行く手間が省けますので、ぜひ便利な口座振替をご利用ください。

また、国民健康保険税を口座振替で納付されていた方が、75歳となり後期高齢者医療制度に加入された場合は、あらためて口座振替の依頼が必要となりますのでご確認ください。

◎年金天引き(特別徴収)の方へ

年金天引きで、後期高齢者医療保険料を納付されている方は、申し出ていただくことにより口座振替への変更ができます。

口座振替で保険料を納付される場合、所得税等の社会保障料控除は、口座名義人の方(被保険者本人または被保険者と生計を一にする配偶者、その他の親族に限る)に適用されます。

〈手続き〉

①住民課国保年金班に納付方法変更申出書を提出してください。

②通帳と届出印を用意し、金融機関で口座振替の依頼をしてください。

※申し出から口座振替開始まで約3ヶ月かかります。

※口座振替の依頼を金融機関

で手続きしただけでは、年金からの天引きは中止されません。

※口座振替を希望されない方は、手続きの必要はありません。

不審電話に

ご注意ください!

公的機関を名乗り、「医療費の還付(給付金)があります」などと偽り、ATM(現金自動預払機)から現金を振り込ませようとしたり、キャッシュカードをだまし取るうとする手口が発生しています。

不審な電話には、すぐに対応せず、住民課へお問い合わせください。

◆問い合わせ

住民課国保年金班

☎(84) 1214

新成人のみなさん

国民年金の加入手続きをしましょう!

日本国内に住所がある20歳から60歳までの方は、国民年金(基礎年金)に加入する義務があります。

自営業、学生の方などは第1号被保険者に、サラリーマンや公務員の方は第2号被保険者に、第2号被保険者に扶養されている配偶者は第3号被保険者になります。

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気やけがで重い障害が残ったり、18歳未満の子を残して親が亡くなったときにも年金が支給されます。

加入手続きは、第1号被保険者は住民課で、第3号被保険者は配偶者の勤務先などを經由して行います。第2号被保険者は厚生年金保険などの加入手続きに合わせて行いますので、個別の手続きは必要ありません。

なお、学生である場合や、

収入が少ないために納付がでない場合は、申請により保険料が免除される制度もあります。この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納となっていると、万一のときに障害年金が受け取れない場合がありますのでご注意ください。

◆問い合わせ

住民課国保年金班

☎(84) 1214

